GeneXus 社

ライセンス発行システム改修に伴う

GeneXus ライセンス請求注意事項

2021 年 2 月

GeneXus Japan Inc.

Copyright © 2021 GeneXus Japan Inc. All rights reserved.

本書には正確な情報を記載するように努めました。ただし、誤植や制作上の誤記がないことを保証するものではありません。なお、本書に記載されている画面はソフトウェアの更新などにより予告なく変更される場合があります。ご了承ください。

本書に記載のその他の製品名および会社名は、各社の商標または登録商標です。GeneXus Japan Inc. は他社製品の性能または使用につきましては一切の責任を負いません。

ジェネクサス・ジャパン株式会社

〒141-0031　東京都品川区西五反田 2 丁目 27 番 3 号

info@genexus.jp

http://www.genexus.jp

GeneXus™
Grow thru knowledge

目次

1. はじめに 4

ライセンス発行システムの改修が適用されるご利用ケース 4

2. ライセンス発行システム改修の詳細説明 5

3. ライセンス請求における留意点 8

GeneXus ライセンスの仕様(基本情報/抜粋) 8

- **「発行単位」 8**
- **「分割及び集約」 8**
- **「ライセンスの発行が可能な状態」 9**

ライセンス運用におけるポイント 9

4. ライセンス請求の想定ケース： 10

A. 「継続」ライセンス請求　パターン 1　(発行可/2020 年 8 月以前と同様の手順) 10

B. 「継続」ライセンス請求　パターン 2　(発行可/2020 年 9 月以降に可能となった手順) 12

C. 「継続」ライセンス請求　パターン 3　(発行不可) 13

D. 「追加」ライセンス請求(発行可/2020 年 8 月以前と同様の手順) 15

E. 「追加」ライセンス請求　⇒　「発行単位」が混在する継続請求(発行不可) 16

F. 「アンインストール(ライセンス本数減)後」　ライセンス請求(発行可) 19

1. はじめに

これまで(～2020 年 8 月)は、一括で発行された複数本の GeneXus ライセンスを分割して利用される場合は、次回(継続/追加)のライセンス請求時にすべてのライセンスを 1 か所にまとめなければ継続/追加のライセンス請求が行えませんでした。

しかし、2020 年 9 月に GeneXus 社のライセンス発行システムで一部の機能改修が行われ、一括で発行された複数本のライセンスを分割した状態で「継続/追加ライセンスの請求」および「発行されたライセンスの取込み」ができるようになりました。

本改修はご利用の GeneXus のバージョンに依存せず、すべてのバージョンが対象となります。

詳細については以下に記載しますので、ご確認ください。

※重要：本改修は GeneXus 社製品のライセンスのみが対象となり、DVelop 社製品は対象ではありません。

・WorkWithPlus

・SmartDevicesPlus

・AuditPlus

DVelop 社製品については従来通り、一括で発行された複数本のライセンスに対して、次回(継続/追加)のライセンス請求の際に、ライセンスの集約が必要となります。

ライセンス発行システムの改修が適用されるご利用ケース

◇新規/継続ライセンス請求時：

1 つの請求ファイル(拡張子：gxa)を利用し、2 本以上のライセンスを請求

例：

・開発者数分のライセンスを管理するためプロテクションサーバーを利用し、ライセンスを請求

・ある開発者端末より全開発者分のライセンスを一括で請求し、発行されたライセンスを各開発者へ配布

◇追加ライセンス請求(ご利用ライセンスへの本数追加)時：

1 つの請求ファイル(拡張子：gxa)を利用し、1 本以上のライセンスを請求

例：

・開発者増員のため、プロテクションサーバーのライセンスを追加

・保有する複数本のライセンス有効期限を統一するため、特定の端末へライセンスを追加

ただし、ライセンス請求時にライセンスが集約される経緯により、ライセンスの発行が行えなくなるケースが発生いたしますので、本書にて説明します。

2. ライセンス発行システム改修の詳細説明

これまで(～2020 年 8 月)は、GeneXus 社より一括で発行された複数本のライセンスを複数の端末へ移行して利用される場合、次回のライセンス請求(継続/追加)時には、再度 1 か所に集約する必要がありました。
本改修後(現在)は、GeneXus 社より一括で発行された複数本に対してライセンスの継続/追加の請求を行う場合に、1 か所に集約することなくライセンスの請求および発行されたライセンスの取込みを行うことができます。

ライセンス発行システムの改修の前と後でどのような差があるか、時系列に沿った図を利用し、説明します。

・改修前(～2020 年 8 月)のライセンス請求・取込みのフロー

ケース：誤ったライセンス請求(未集約)のため、ライセンスが取込めない

1. PC_A にて 1 つの請求ファイルで 25 本のライセンスを請求し、取込みを実施

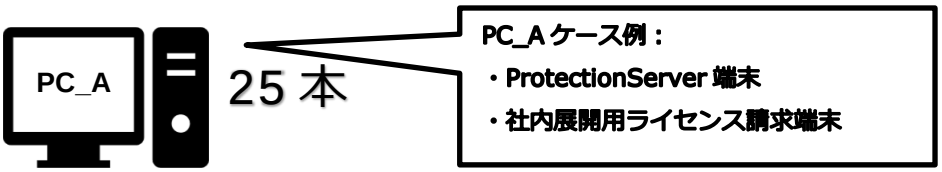

2. PC_A から PC_B へライセンスを移行し、PC_A：24 本、PC_B：1 本とする

3. ライセンス期限が近付いたため、PC_A より継続ライセンス請求(ライセンスはステップ 2 の状態)

次ページへ続く

前ページより

4. 一括請求されたライセンスが分割されたまま請求を行ったため、発行されたライセンスは当初発行されたライセンス本数(25 本)と一致せず、ライセンス取得ができない

ライセンスを正しく発行するためには、ライセンスを 1 か所に集約する必要がありました。

・改修後(2020 年 9 月～)のライセンス請求・取込みのフロー

ケース：ライセンスの集約なしで請求し、発行されたライセンスが取込める

1. PC_A にて 1 つの請求ファイルで 25 本のライセンスを請求し、取込みを実施

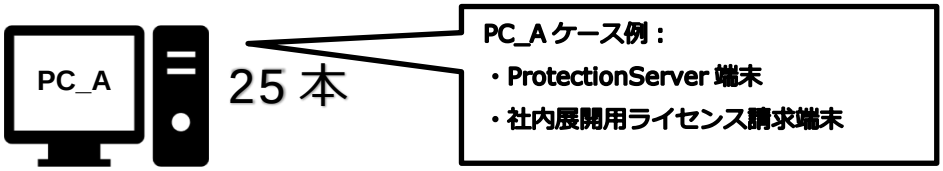

2. PC_A から PC_B へライセンスを移行し、PC_A：24 本、PC_B：1 本とする

3. ライセンス期限が近付いたため、PC_A より継続ライセンス請求(ライセンスはステップ 2 の状態)

次ページへ続く

前ページより

4. 発行されたライセンスを PC_A で取込み、有効期限が延長される

5. PC_B もライセンス期限が近いため、PC_B より継続ライセンス請求

6. 発行されたライセンスを PC_B で取込み、有効期限が延長される

ただし、下記製品については引き続き、ライセンスを集約してライセンス請求を行う必要があります。

- **WorkWithPlus**
- **SmartDevicesPlus**
- **AuditPlus**

3. ライセンス請求における留意点

前述の通り、GeneXus 社から一括で複数本発行されたライセンスを分割した状態で継続/追加請求をすることが可能となりましたが、この結果、次のライセンス発行は正しく行えない場合があります。

留意点のご説明にあたり、まずご認識いただく GeneXus ライセンスの仕様があります。
本件に必要な情報を抜粋したものを以下に記載しますので、ご確認ください。

GeneXus ライセンスの仕様(基本情報/抜粋)

・「発行単位」

GeneXus 社より発行されるライセンスには、ライセンスを発行した際にライセンス内部に「発行単位」が与えられています。
「発行単位」とは、1 つのライセンス請求ファイル(拡張子：gxa)に対し、その時に発行したライセンスの本数を 1 つの単位として管理する仕組みです。
例えば、新規ライセンス請求(ライセンスが取込まれていない端末からのライセンス請求)を行い 1 つのライセンス請求ファイルに「25 本」のライセンスが発行された場合、この「25 本」で 1 つの「発行単位」となります。
そして、「25 本」のライセンスが分割された場合にも、各ライセンスには、ライセンス発行時に「25 本」の「発行単位」であったことが記憶されています。
ただし、この「発行単位」はライセンスマネージャー上で確認することができません。

この「発行単位」は発行されたライセンス請求ファイル(拡張子：gxa)ごとに定められるため、発行された本数、期間が同一でもライセンス請求ファイルが異なる場合には、別の「発行単位」となります。
例えば、3 月 1 日に 20 本×365 日の新規ライセンス請求をし、PC_A と PC_B で取込んだ場合、各端末で固有の「発行単位」が与えられます。

・「分割及び集約」

ある端末(ライセンスマネージャー/プロテクションサーバー)から請求した、1 つの「発行単位」が与えられた複数本のライセンスは、必要に応じて本数を分割し、任意の端末へ移行することができます。
また、分割したライセンスは再度集約することが可能です。

この集約が行える条件として、ライセンスの期間(「開始日」、「終了日」)が同一である必要があります。
異なる「発行単位」で、ライセンスの期間(「開始日」「終了日」)が同一のライセンスについては、ライセンスを 1 か所に集約することはできますが、この場合、継続/追加のライセンス請求をしてもライセンスが発行されません。
ライセンスの「分割」「集約」時の挙動については、ライセンスマネージャー/プロテクションサーバーで表示される「製品」単位でも適用されます。

例えば、ライセンス A は「開始日：2020 年 11 月 16 日、終了日：2021 年 11 月 16 日の発行単位 25 本」、ライセンス B は「開始日：2020 年 11 月 16 日、終了日：2021 年 11 月 16 日の発行単位 15 本」だった場合、集約することが可能ですが、継続/追加のライセンス請求をしてもライセンスが発行されません。

・「ライセンスの発行が可能な状態」

「ライセンス発行システム改修の詳細説明」にて記載の通り、「継続/追加ライセンス発行」における使用は以下の通りです。

◇ライセンス発行システムの改修前(～2020 年 8 月)：

前回のライセンス発行時の「発行単位」と同じライセンス本数でライセンス請求をする場合のみ、継続/追加のライセンス発行が可能。

◇ライセンス発行システムの改修後(2020 年 9 月～)：

改修前の手続き方法に加えて、前回のライセンス発行時の「発行単位」とライセンス請求をするライセンスの本数が異なっている場合も、継続/追加のライセンス発行が可能。

ライセンス運用におけるポイント

本書ご説明におけるポイントは、以下 3 点となります。

1．ライセンス発行システムの改修により、前回のライセンス発行の際に複数本を一括で発行されたライセンスを含んで継続/追加ライセンスの請求を行う場合に、ライセンスを分割した状態で継続/追加ライセンスの請求・取込みができるようになった

2．前回のライセンス発行の際に複数本を一括で発行されたライセンスを含む状態で、複数本の継続/追加ライセンスの請求を行う場合に、ライセンスの移行により「発行単位」が混在するライセンス請求を行うと、ライセンスが発行されない（※）

3．「発行単位」は、発行された継続/追加ライセンスを取込む時に更新される ただし、「ライセンスの移行」を利用した「ライセンスの取込み」では、「発行単位」は更新されず、発行された継続/追加ライセンスの「発行単位」を保持する

※異なる「発行単位」のライセンスを 1 度でも混在させてしまうと、ライセンスマネージャー上から、どの「発行単位」に紐づくライセンスを移行させるかを、指定することができません。そのため、ライセンスをアンインストール後、ライセンス請求を行うか、ライセンスが取込まれていない端末からのライセンス請求を行う必要があります。

4. ライセンス請求の想定ケース：

想定されるケースに基づき、例を利用し、発行可否についてご説明いたします。

なお、あくまでも以下記載の想定ケースについては一例を基にご説明しているものとなります。
本書想定ケースで網羅できていない場合もございますので、一括で発行されたライセンスを移行してご利用されている場合には継続/追加ライセンスの請求時にご留意ください。

注：想定ケース内でライセンス本数の文字色の変更は「発行単位」の変化を意図しています。

A. 「継続」ライセンス請求　パターン１　(発行可/2020 年 8 月以前と同様の手順)

ある端末(ライセンスマネージャー/プロテクションサーバー)から請求した、1 つの「発行単位」が与えられた複数本のライセンスを分割して利用し、継続ライセンス請求は 1 か所に集約して行う・・・**発行可**

例：社内のあるプロテクションサーバーからライセンス請求を行い、別のプロテクションサーバーと分割して利用する。

1. PC_A にて 1 つの請求ファイルで 25 本のライセンスを請求し、取込まれている状況

2. PC_A から PC_B にライセンスを 10 本移行

3. ライセンス期限が近いため、PC_B のライセンス 10 本を PC_A に移行

次ページへ続く

前ページより

4. PC_A から 25 本分の継続ライセンス請求を実施

5. 発行されたライセンスを PC_A で取込み、有効期限が延長

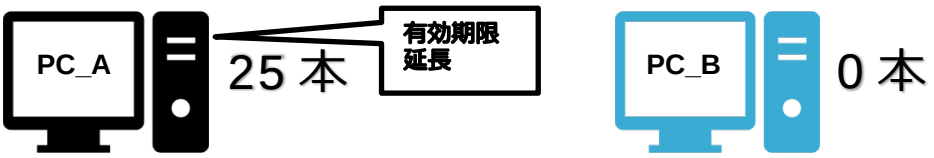

補足：

このケースは今まで(～2020 年 8 月)の運用と変更はありません。

発行されたライセンスは引き続き 1 つの「発行単位」が与えられます。

そのため、上記の手順で次年度の継続ライセンス請求が可能です。

再度分割して利用することができます。(例：ステップ 5 の後にステップ 2)

B. 「継続」ライセンス請求　パターン２　(発行可/2020 年 9 月以降に可能となった手順)

ある端末(ライセンスマネージャー/プロテクションサーバー)から請求した、1 つの「発行単位」が与えられた複数本のライセンスを分割して利用し、継続ライセンス請求は各端末にて行う・・・**発行可**

例：社内のあるプロテクションサーバーからライセンス請求を行い、別のプロテクションサーバーと分割して利用する。分割した後に集約することはない。

1. PC_A にて 1 つの請求ファイルで 25 本のライセンスを請求し、取込まれている状況

2. PC_A から PC_B にライセンスを 10 本移行

3. ライセンス期限が近付き、PC_A から 15 本、PC_B から 10 本分の継続ライセンス請求を実施

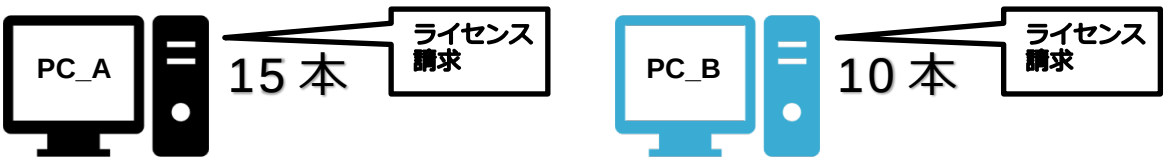

4. 発行されたライセンスを PC_A、PC_B で取込み、有効期限が延長され、各端末の「発行単位」が更新(PC_A：15 本、PC_B：10 本)

補足：

ステップ 4 の実施により、PC_A および PC_B のライセンス有効期限は同一となりますが、各端末のライセンスが異なる「発行単位」となるため、ライセンスを移行して集約し、継続請求を行う場合、以下の「C」ケースに該当し、発行不可となります。
以降は別々の「発行単位」としての管理が必要です。

C. 「継続」ライセンス請求　パターン３　(発行不可)

ある端末(ライセンスマネージャー/プロテクションサーバー)から請求した、1 つの「発行単位」が与えられた複数本のライセンスを、複数の端末で分割して利用する。継続ライセンス請求を各端末から行った後、再度ライセンスを集約し、継続ライセンス請求を実施する・・・**発行不可**

例：社内のあるプロテクションサーバーからライセンス請求を行い、別のプロテクションサーバーと分割して利用する。分割後にライセンスを集約し、再びライセンス請求を行う。

1. PC_A にて 1 つの請求ファイルで 25 本のライセンスを請求し、取込まれている状況

2. PC_A から PC_B にライセンスを 10 本移行

3. ライセンス期限が近付き、PC_A から 15 本、PC_B から 10 本分の継続ライセンス請求を実施

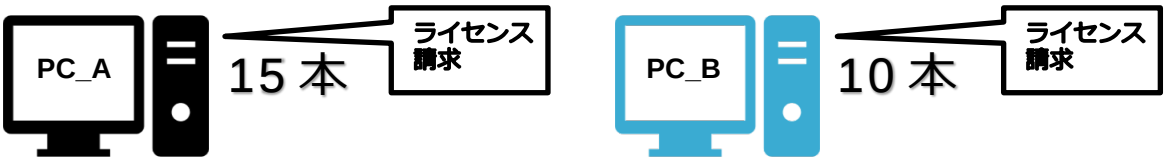

4. 発行されたライセンスを PC_A、PC_B で取込み、有効期限が延長され、各端末の「発行単位」が更新(PC_A：15 本、PC_B：10 本)

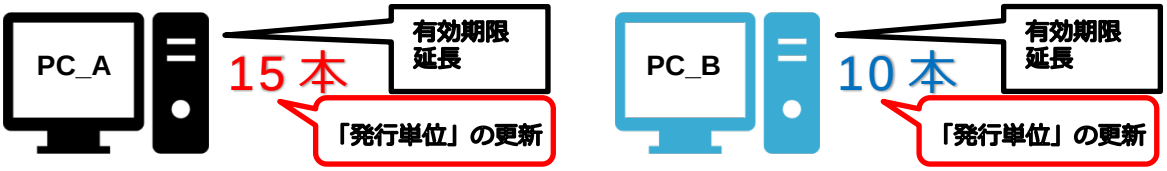

次ページへ続く

前ページより

5. PC_B を参照する人数が減ったため、PC_B のライセンス 5 本を PC_A に移行
   (PC_A に「発行単位：15 本」と「発行単位：10 本」のライセンスが混在)

6. ライセンス期限が近付いたため、PC_A から 20 本、PC_B から 5 本分の
   継続ライセンス請求を実施

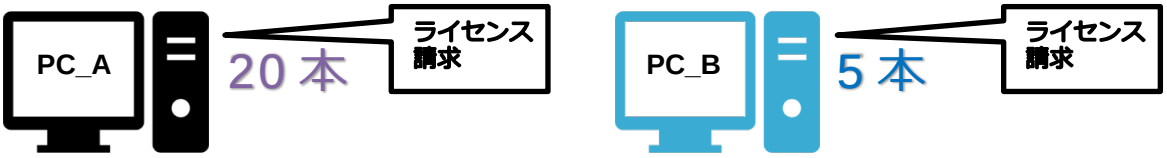

7. PC_A は「発行単位」が混在しているため、ライセンス発行不可
   PC_B は「発行単位」が混在していないため、ライセンスが正常に発行
   また、PC_B はライセンスを取込むことで有効期限が延長され「発行単位」が更新

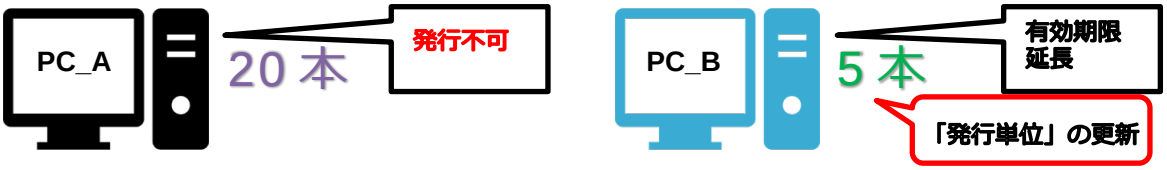

発行不可理由：

ステップ 4 の時点で PC_A、PC_B のライセンスは異なる「発行単位」となり、
ステップ 5 のライセンスの集約で、異なる「発行単位」が混在した状態になるため。

解消方法　　：

ステップ 6 の PC_A のライセンス請求はライセンスが発行されません。
そのため、PC_A ですべてのライセンスをアンインストールし、請求を行うか、ライセンスが取込まれていない端末から請求を行う必要があります。

回避策　　：

ステップ 5 で PC_A、PC_B のライセンス本数を変更する場合、以下のようにします。

PC_A：5 本の追加ライセンス請求を行う　⇒ライセンスの取込みにより 20 本の「発行単位」となる

PC_B：5 本のライセンスをアンインストールする(残る 5 本のライセンスの「発行単位」は同一のまま)

この状態で、ステップ 6 以降を実施することで、両端末とも正常にライセンス継続を行えます。

D. 「追加」ライセンス請求(発行可/2020 年 8 月以前と同様の手順)

ある端末(ライセンスマネージャー/プロテクションサーバー)から請求した、1 つの「発行単位」を与えられた複数本のライセンスを分割して利用し、再度 1 つの端末にライセンスを集約して追加ライセンス請求を行う

・・・**発行可**

例：社内のあるプロテクションサーバーからライセンス請求を行い、別のプロテクションサーバーと分割して利用中に開発者増員のため、追加ライセンスを請求する

1. PC_A にて 1 つの請求ファイルで 25 本のライセンスを請求し、取込まれている状況

2. PC_A から PC_B にライセンスを 10 本移行

3. 追加ライセンス請求を行うため、PC_B のライセンス 10 本を PC_A に移行

4. PC_A から 5 本の追加ライセンス請求(計 30 本)を実施

次ページへ続く

前ページより

5. 発行されたライセンスを PC_A で取込み、5 本のライセンスが追加され、
   PC_A の「発行単位」が更新(PC_A：30 本)

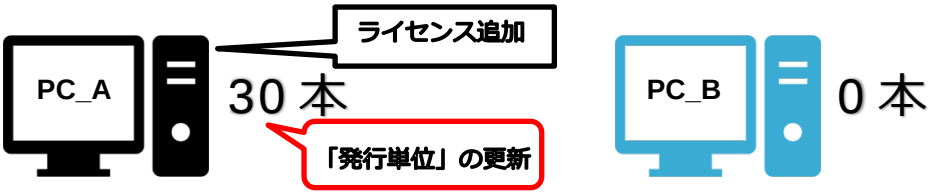

補足：

このケースは今まで(～2020 年 8 月)の運用と変更はありません。

発行されたライセンスは引き続き 1 つの「発行単位」が与えられます。

E. 「追加」ライセンス請求 ⇒ 「発行単位」が混在する継続請求(発行不可)

ある端末(ライセンスマネージャー/プロテクションサーバー)から請求した 1 つの「発行単位」が与えられた複数本のライセンスを分割して利用する。その後、ある端末で追加ライセンス請求を行った後、再度ライセンスを集約して継続請求をする・・・**発行不可**

例：社内のあるプロテクションサーバーからライセンス請求を行い、別のプロテクションサーバーと分割して利用中に開発者が増員したため、追加ライセンスを請求する

1. PC_A にて 1 つの請求ファイルで 25 本のライセンスを請求し、取込まれている状況

2. PC_A から PC_B にライセンスを 10 本移行

次ページへ続く

前ページより

3. PC_A を参照する人数が増えたため、PC_A で 5 本の追加ライセンス請求(計 20 本)を実施

4. 発行されたライセンスを PC_A で取込み、5 本のライセンスが追加
(PC_A の「発行単位」が更新されるが、PC_B の「発行単位」は、25 本から変わらない)

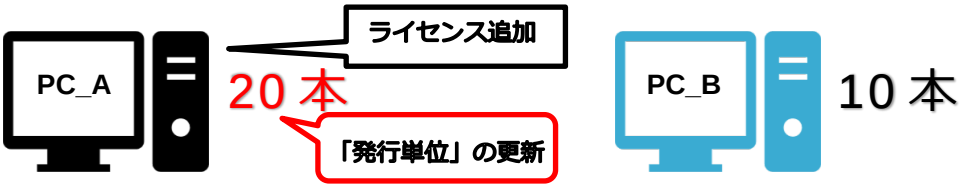

5. PC_B を参照する人数が減ったため、PC_B のライセンス 5 本を PC_A に移行
(PC_A に「発行単位：20 本」と「発行単位：25 本」のライセンスが混在)

6. ライセンス期限が近付いたため、PC_A から 25 本、PC_B から 5 本分の
継続ライセンス請求を実施

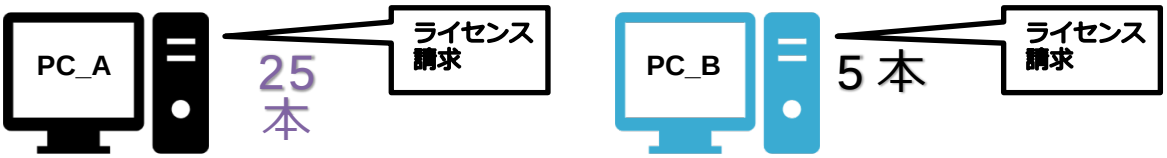

次ページへ続く

前ページより

7. PC_A は「発行単位」混在のため、ライセンス発行不可
   PC_B は「発行単位」が混在していないため、ライセンスが正常に発行
   また、PC_B はライセンスを取込むことで有効期限が延長され「発行単位」が更新

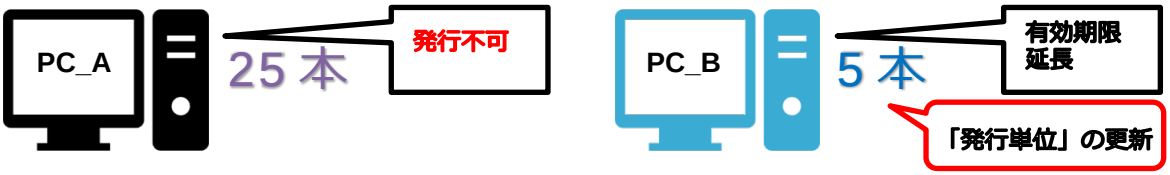

発行不可理由：

ステップ 4 の時点で PC_A、PC_B のライセンスは異なる「発行単位」となり、

ステップ 5 のライセンス集約で、異なる「発行単位」が混在した状態になるため。

解消方法　　：

ステップ 6 の PC_A のライセンス請求はライセンスが発行されません。

そのため、PC_A ですべてのライセンスをアンインストールし、請求を行うか、ライセンスが取込まれていない端末から請求を行う必要があります。

回避策　　：

ステップ 5 で PC_A、PC_B のライセンス本数を変更する場合、以下のようにします。

PC_A：5 本の追加ライセンス請求を行う　⇒ライセンスの取込みにより 20 本の「発行単位」となる

PC_B：5 本のライセンスをアンインストールする(残る 5 本のライセンスの「発行単位」は同一のまま)

この状態で、ステップ 6 以降を実施することで、両端末とも正常にライセンス継続を行えます。

F. 「アンインストール(ライセンス本数減)後」　ライセンス請求(発行可)

ある端末(ライセンスマネージャー/プロテクションサーバー)から請求した、1 つの「発行単位」が与えられた複数本のライセンスを分割して利用する。その後、ある端末でアンインストールを行った後、継続ライセンス請求を各端末で行う・・・**発行可**

例：社内のあるプロテクションサーバーからライセンス請求を行い、別のプロテクションサーバーと分割して利用中に開発者が減員したため、ライセンスをアンインストールする

1. PC_A にて 1 つの請求ファイルで 25 本のライセンスを請求し、取込まれている状況

2. PC_A から PC_B にライセンスを 10 本移行

3. PC_B を参照する人数が減ったため、PC_B のライセンス 5 本をアンインストール

4. ライセンス期限が近付き、PC_A から 15 本、PC_B から 5 本分の継続ライセンス請求を実施

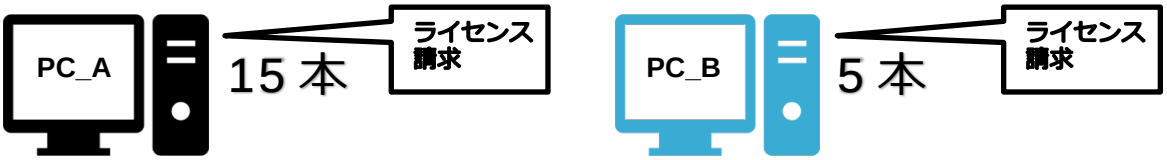
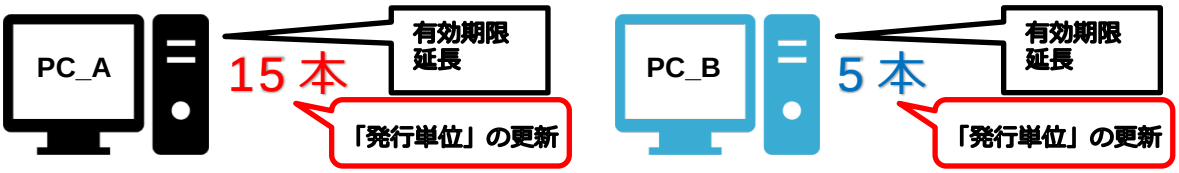
5. 発行されたライセンスを PC_A、PC_B で取込み、有効期限が延長され、各端末の「発行単位」が更新(PC_A：15 本、PC_B：5 本)